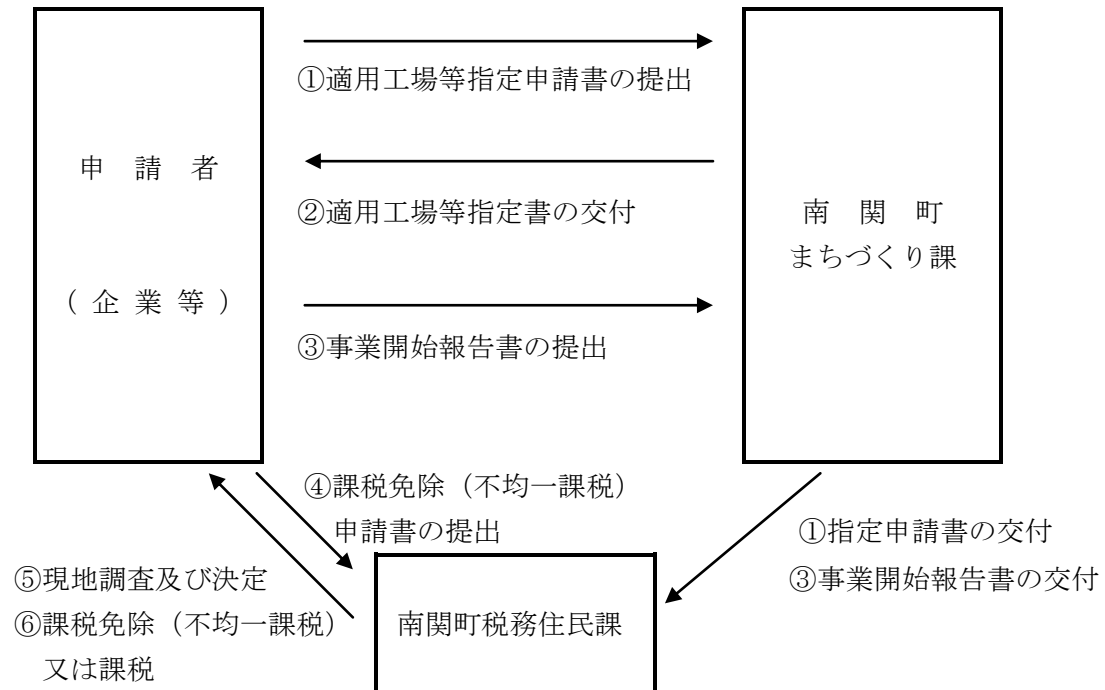


適用工場等指定申請及び町税（固定資産税）の課税免除等の手続きフロー図



- ① 申請者は、事業を行うための施設設備の工事着手前30日までに適用工場等指定申請書2部を南関町まちづくり課に提出し、まちづくり課は、その1部を南関町住民課に交付する。
- ② まちづくり課は、申請者に適用工場等指定書を交付する。
- ③ 申請者は、操業開始後10日以内に事業開始報告書2部をまちづくり課に提出し、まちづくり課は、その1部を住民課に交付する。
- ④ 申請者は、固定資産税については申告期限までに課税免除（不均一課税）申請書を税務住民課に提出する。
- ⑤ 税務住民課は、新設又は増設した設備を事業の用に供した日（事業開始報告書で確認）を含む事業年度（第1事業年度）終了後に現地調査を行う。（新設又は増設された設備が決算上正しく減価償却されているか等の確認を行う必要があるため。）

## 町税（固定資産税）の課税免除等の手続き

### 1 適用工場等指定申請書

- (1) 申請期限 工場等の工事着手前30日まで
- (2) 提出先 まちづくり課
- (3) 添付書類
  - ① 工場等設置計画書
  - ② 登記簿抄本（法人の場合）
  - ③ 青色申告を証する書面
- (4) 提出部数 2部

### 2 事業開始報告書

- (1) 報告期限 操業開始から10日以内
- (2) 提出先 まちづくり課
- (3) 添付書類
  - ① 土地取得状況明細書（土地登記簿謄本又は契約書、農地転用許可書、字図を添付）
  - ② 投下固定資産設備明細書
  - ③ 従業員名簿
  - ④ 建築基準法に基づく検査済証（写）
  - ⑤ 図面（工場等建屋平面図及び敷地内主要施設配置図）
- (4) 提出部数 2部

### 3 町税（固定資産税）課税免除（不均一課税）申請書

- (1) 申請期限 申告期限まで
- (2) 提出先 税務住民課
- (3) 添付書類 新設又は増設した設備等に関する明細書
- (4) 提出部数 2部

### 4 課税免除（不均一課税）の決定

税務住民課が現地調査を行い、課税免除（不均一課税）額を決定する。